

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正
 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

ページ

(同) 二

号外 (11) 令和二年四月一日

告示

岐阜県告示第七十一号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和二年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五二円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三三〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三二円	二一、二三五円

四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	一三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	一五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	一五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三二五円	一〇、五一一円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

岐阜県告示第七十二号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

令和二年四月一日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社